

七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

- 2 特別徴収義務者は、前項の期間について納入すべき産業廃棄物税額がない場合においても、同項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。
- (徴収猶予)

**第十三条** 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の焼却処理又は最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条第一項の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限つてその徴収を猶予するものとする。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 前項の規定による徴収の猶予を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請書に当該徴収の猶予をした場合には、これを申請書に当該徴収の猶予をした場合には、その徴収の猶予を知事に提出しなければならない。
- (徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

**第十四条** 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の焼却処理若しくは最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物

税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定による徴収の猶予をしているときその他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除する。

- 2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請書に当該徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、第一項の規定により産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

- 4 知事は、第一項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付)

**第十五条** 第九条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき者(以下「産業廃棄物税の納税者」という。)は、次の表の上欄に掲げる期間における産業廃棄物の搬入に対する産業廃棄物税に係る課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納付申告書を、同表の下欄に掲げる納期限までに知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日

七月一日から九月三十日まで	十月一日から十二月三十一日まで
十月末日	一月末日

2 産業廃棄物税の納税者は、前項の期間について納付すべき産業廃棄物税額がない場合においても、同項の規定に準じて納付申告書を提出しなければならない。

3 第一項又は前項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

#### (減免)

第十六条 知事は、産業廃棄物税の納税者について、天災その他特別の事情があると認める場合は、産業廃棄物税を減免することができる。

2 前項の規定による産業廃棄物税の減免を受けようとする者は、当該産業廃棄物税の納期限までに、又は当該減免の原因となるべき事実が発生した日から一月以内に、規則で定める申請書に当該減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

#### (焼却施設又は最終処分場の設置等の届出)

第十七条 焚却施設又は最終処分場を設置した者で、産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始しようとするもの(第十一條第一項の規定により登録を申請する者を除く。)は、産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始しようとする日の五日前までに、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出書を提出した者は、その届出事項に変更を生じた場合は、当該変更を生じた日から五日以内に、規則で定める届出書を知事に提出

しないなければならない。

- 3 前二項の規定は、焼却施設又は最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。  
 (更正、決定等に関する通知)

第十八条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による産業廃棄物税の更正又は決定の通知、法第七百三十三条の十八第五項の規定による産業廃棄物税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第七百三十三条の十九第四項の規定による産業廃棄物税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書による。

#### (不足税額等の納付手続)

第十九条 特別徴収義務者及び産業廃棄物税の納税者(次条において「特別徴収義務者等」という。)は、前条の通知書により通知を受けた場合には、当該通知書に係る不足税額(更正により増加した税額又は決定による税額をいう。)及び当該不足税額に対する延滞金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに納付書により納付しなければならない。

#### (帳簿記載等の義務)

第二十条 特別徴収義務者等は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、焼却施設又は最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から五年間保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合等については、佐賀県税条例第八十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

#### (税収の使途)

第二十一条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当す

る額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

**第二十二条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、法七百三十一條第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行われる焼却施設又は最終処分場への産業廃棄物の搬入について適用する。

(施行前の準備)

2 第十一条の規定による特別徴収義務者としての登録の手続及び第十七条の規定による焼却施設又は最終処分場の設置等の届出書の提出は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に焼却処理を行っている中間処理業者及び最終処分を行っている最終処分業者に係る第十一条第一項の規定の適用については、

施行日に産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を業として開始するものとみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を業として開始しようとする日の五日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内」とする。

(自動車税の徴収の方法の特例)

**第一百十三条の三** 自動車税の納稅義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請及び次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第三項から第五項までの規定によるほか、当該納稅者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則で定める方法により徴収するものとする。

4 この条例の施行の際現に焼却施設又は最終処分場を設置して産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を行っている者に係る第十七条第一項の規定の適用について、施行日に産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始するものとみについては、施行日に産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始するものとみ

なして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始しようとする日の五日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内」とする。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

●佐賀県条例第三十一号

佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

康

附則第十九条第一項に次の二号を加える。

四 平成六年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成四年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前二号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成十七年度

五 平成七年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成五年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成十八年度

#### 附 則

#### （施行期日）

第一条 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十九条第一項に二号を加える改正規定 平成十七年四月一日

二 第百十三条の二の次に一条を加える改正規定 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第百五十二号）附則第一条第三号に定める日  
(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の佐賀県税条例（以下「新条例」という。）第三十二条の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

#### （自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例附則第十九条第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

（所得控除）

第三十二条 前条の規定により算定した

総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

改 正 前

（所得控除）

第三十二条 前条の規定により算定した

総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第一百三十三条 自動車税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条、第

十二条又は第十三条の規定による登録の申請及び次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第三項から第五項までの規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則で定める方法により徴収するものとする。

附 則

（自動車税の税率の特例）

附 則

（自動車税の税率の特例）

**第十九条** 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの(第四項及び第六項において「電気自動車等」という。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の各年度分の自動車税に係る第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一(三) 略

四 平成六年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成四年三月三十一日)までに新車新規登録を受けた自動車(前三号の規定の適用を受ける自動車を除く。)

五 平成七年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成五年三月三十一日)までに新車新規登録を受けた自動車(前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。)

2 (10) 表略

2 (10) 表略

**第十九条** 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの(第四項及び第六項において「電気自動車等」という。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の各年度分の自動車税に係る第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一(三) 略

四 平成六年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成四年三月三十一日)までに新車新規登録を受けた自動車(前三号の規定の適用を受ける自動車を除く。)

五 平成七年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成五年三月三十一日)までに新車新規登録を受けた自動車(前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。)

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十二号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十一年佐賀県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧对照表

照表

(県税の不均一課税)

第三条 市町村が法第六条第一項に規定する基本計画を同条第六項の規定によ

り公表した日(当該公表した日が平成十八年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して三年内に当該市町村の区域内の

中心市街地において認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」といいう。)について、当該設置した特定商

(県税の不均一課税)

第三条 市町村が法第六条第一項に規定する基本計画を同条第六項の規定によ

り公表した日(当該公表した日が平成十六年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して三年内に当該市町村の区域内の

中心市街地において認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」といいう。)について、当該設置した特定商

業基盤施設の用に供する家屋（当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等（以下「事務所等」という。）に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対し課する不動産取得税の税率は、佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。）第五十八条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

業基盤施設の用に供する家屋（当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等（以下「事務所等」という。）に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対し課する不動産取得税の税率は、佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。）第五十八条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

2 略

2 略

- 1 この条例は、平成十六年十月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 1 この条例による改正前の佐賀県立学校設置条例別表に規定する佐賀県立東松浦高等学校及び佐賀県立唐津北高等学校は、この条例による改正後の佐賀県立学校設置条例別表の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間、存続するものとする。

参考資料

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

別表(第3条関係)

県立学校の名称	位 置
略	略
佐賀県立唐津青翔高等学校	東松浦郡玄海町
略	略

別表(第3条関係)

県立学校の名称	位 置
略	略
佐賀県立東松浦高等学校	東松浦郡玄海町
佐賀県立唐津北高等学校	東松浦郡鎮西町
略	略

「佐賀県立唐津青翔高等学校 東松浦郡玄海町」に改める。

「佐賀県立東松浦高等学校 東松浦郡鎮西町」に改める。

「佐賀県立唐津北高等学校 東松浦郡玄海町」に改める。

附 則  
 (施行期日)

この条例は、平成十六年十月一日から施行する。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県条例第三十四号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例（昭和二十七年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県条例第三十五号

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例（昭和五十八年佐賀県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の注の1中「10番」を「9番30分」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

#### 別表第二（第十三条関係）

べき地学校及びその級別

#### 別表第二（第十三条関係）

べき地学校及びその級別

改正前

東松浦郡厳木町	厳木町立厳木小学校瀬戸木場分校	肥前町立入野小学校星賀分校
厳木町立厳木小学校瀬戸木場分校	肥前町立入野小学校星賀分校	を に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

東松浦郡厳木町	厳木町立厳木小学校瀬戸木場分校
東松浦郡肥前町	肥前町立入野小学校星賀分校

## 参考資料

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後			改 正 前					
別表第1 (第4条関係)		施設使用料		別表第1 (第4条関係)				
区分	使用単位	使 用 料(円)		区分	使用単位	使 用 料(円)		
		冷暖房しない場合	冷暖房する場合			冷暖房しない場合	冷暖房する場合	
博物館	1号展示室	1日	2,510	5,550	1号展示室	1日	2,510	5,550
	2号展示室	1日	6,920	12,480	2号展示室	1日	6,920	12,480
	3号展示室	1日	8,810	16,050	3号展示室	1日	8,810	16,050
	大展示室	1日	9,750	23,510	大展示室	1日	9,750	23,510
	中展示室	1日	1,460	3,150	中展示室	1日	1,460	3,150
	茶室	1日	4,710	4,710	茶室	1日	4,710	4,710
美術館	2号展示室	1日	4,200	7,350	2号展示室	1日	4,200	7,350
	3号展示室	1日	4,300	7,130	3号展示室	1日	4,300	7,130
	4号展示室	1日	5,550	9,860	4号展示室	1日	5,550	9,860
	画廊	1日	1,560	2,610	画廊	1日	1,560	2,610
	研修室	1日	1,980	3,150	研修室	1日	1,980	3,150
	美術館ホール	略			美術館ホール	略		

(注) 1 1日とは、9時30分から18時までをいう。  
2~5 略

(注) 1 1日とは、10時から18時までをいう。  
2~5 略

佐賀県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十六号

佐賀県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

佐賀県看護師等修学資金貸与条例（昭和三十八年佐賀県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「又は地方公共団体」を「地方公共団体又は国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人その他の規則で定める公法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料  
佐賀県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
(貸与の額)		(貸与の額)	
第四条 修学資金の貸与額は、次のとおりとする。ただし、貸与期間は、当該養成施設における正規の修学期間を超えてはならない。	一 保健師修学生、助産師修学生及び看護師修学生	第四条 修学資金の貸与額は、次のとおりとする。ただし、貸与期間は、当該養成施設における正規の修学期間を超えてはならない。	一 保健師修学生、助産師修学生及び看護師修学生
イ 国、地方公共団体又は国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人その他の規則で定める公法人が設置する養成施設（以下「公立養成施設」という。）に在学している者	在学する者	イ 国又は地方公共団体が設置する養成施設（以下「公立養成施設」という。）に在学している者	在学する者
四千円	一年につき三十八万四千円	一年につき三十八万四千円	一年につき三十八万四千円

<p>ハ 認定電気通信事業、有線放送電話業務又は有線放送業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが十五メートル以下であるものの新築（有線放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転</p> <p>二 略</p>
<p>二四三 略</p> <p>二四四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十五～三十四 略</p>
<p>二四三 略</p> <p>二四四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による第一種電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は空</p> <p>二十五～三十四 略</p>
<p>二四三 略</p> <p>二四四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は空</p> <p>二十五～三十四 略</p>
<p>二四三 略</p> <p>二四四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による第一種電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は空</p> <p>二十五～三十四 略</p>

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事  
古川

庚

●佐賀県条例第三十八号

## 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

一～十一 略

項の許可を受けることを要しない。

の各号に掲げるものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項

3 前二項の規定にかかるわらず、第一項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、前二項の許可を受けることを要しない。

一一十一 略

十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

を次のように改正する。

第二条の表第十八号及び第十九号中「第三十一条の二第二項第十二号ハ、第六十二条の三第四項第十二号ハ」を「第三十一条の二第二項第十三号ハ、第六十二条の三第四項第十三号ハ」に改め、同表第二十号中「第三十一条の二第二項第十三号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ニ」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 参考資料

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(市町村が処理する事務の範囲等)		改 正 後	改 正 前
事 務	市 町 村	事 務	市 町 村
一 一 七 略	佐賀市	一 一 七 略	佐賀市

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。

二十一 一 二 八 略	二十 租税特別措置法第二十八条 の四第三項第六号、第三十一条 の二第二項第十四号ニ、第六十二 条の三第四項第十四号ニ 第 六十三条第三項第六号又は第六 十八条の六十九第三項第六号の 規定により、住宅の新築が優良 な住宅の供給に寄与するもので あることについての認定をする こと。	二十 租税特別措置法第二十八条 の四第三項第六号、第三十一条 の二第二項第十三号ニ、第六十二 条の三第四項第十三号ニ 第 六十三条第三項第六号又は第六 十八条の六十九第三項第六号の 規定により、住宅の新築が優良 な住宅の供給に寄与するもので あることについての認定をする こと。
二十一 一 二 八 略		

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古川康

### ●佐賀県条例第三十九号

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

#### 正する条例

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「準ずる者」の下に「（県議会の議員の職にある者を除く。）」を加える。

十九 租税特別措置法及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第一項の規定により、宅地の造成（二以上の市町村の区域にまたがるもの）が優良な宅地の供給に寄与するものであることにについての認定をすること。

十九 租税特別措置法及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第一項の規定により、宅地の造成（二以上の市町村の区域にまたがるもの）が優良な宅地の供給に寄与するものであることにについての認定をすること。	各市町村（佐賀市を除く。）
--	---------------

十九 租税特別措置法及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第一項の規定により、宅地の造成（二以上の市町村の区域にまたがるもの）が優良な宅地の供給に寄与するものであることにについての認定をすること。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(その他の職員の給与)  <b>第五条</b> 第一条第十六号に掲げる職員 (以下「その他の職員」という。)の うち委員、顧問、参与その他これらに 準ずる者(県議会の議員のある者 を除く。)の受ける報酬の額は、勤務 一日につき一万九千五百円を超えない 範囲内において知事その他事務部局の 任命権者が定める額とする。	(その他の職員の給与)  <b>第五条</b> 第一条第十六号に掲げる職員 (以下「その他の職員」という。)の うち委員、顧問、参与その他これらに 準ずる者の受ける報酬の額は、勤務一 日につき一万九千五百円を超えない範 囲内において知事その他事務部局の任 命権者が定める額とする。
2 略	2 略

佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例をここに公  
布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

## ●佐賀県条例第四十号

佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

佐賀県議員報酬及び費用弁償支給条例(昭和三十年佐賀県条例第二号)

の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、外国旅行の場合における旅費のうち支度料については、支給しない。

## 参考資料

佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(費用弁償)  <b>第四条</b> 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 ただし、外国旅行の場合における旅費のうち支度料については、支給しない。	(費用弁償)  <b>第四条</b> 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。
2・3 略	2・3 略

申購  
込先  
料

一か年二八、八〇〇円(送料共  
佐賀県経営支援本部総務法制課)

平成十六年六月二十八日印刷及び發行  
発行者 佐賀県知事 古川康行

印刷所 発行定日 毎週月水金曜日  
西部印刷企画(株)